

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
「刑の一部執行猶予制度下における薬物依存者の地域支援に関する政策研究」
分担研究報告書

多機関連携による薬物依存症者地域支援の好事例に関する研究

研究分担者 近藤あゆみ

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 診断治療開発研究室長

研究要旨：

【目的】 薬物依存症者本人とその家族の支援を行う関係諸機関の連携に関する好事例を収集すること。

【方法】 民間依存症回復支援施設を対象に、連携良好と感じる機関との具体的な連携状況に関するインタビュー調査を行った。平成30年1月31日時点で、6施設のインタビューを終えたので、今回はその結果を報告する。

【結果および考察】 民間依存症回復支援施設と関係機関との連携内容は多岐にわたっていたが、機関から機関へケースをつなぐ連携と、ケースを協働して支援する連携の2つに大別され、後者が良好な連携体制構築の鍵になると思われた。後者に関する地域独自の工夫や取り組みの一例として、薬物事犯の初犯者等で執行猶予付き判決が見込まれる者等を対象とした薬物再乱用防止教育事業があった。この事業では、県薬務課や民間依存症回復支援施設を含む多機関による支援に関する協議・協働が行われていた。また、保護観察対象者や刑務所出所者に対する支援の検討に、民間依存症回復支援施設職員が参与する連携も行われており、刑務所の薬物依存離脱指導参加者や更生保護施設に入所した薬物問題をもつ者全員に対する民間依存症回復支援施設職員による面接など、興味深い取り組みも始まっていた。精神保健福祉センターとの間では、主に家族支援に関する協議・協働が行われていた。活動開始後まだ歴史が浅い地域生活定着支援センターが、特別調整対象者のみにとどまらない刑務所出所者の支援を民間依存症回復支援施設と協働して行っている地域もあり、今後の可能性を感じられた。

また、インタビュー調査の分析結果から、ケースに関する協議・協働を行える良好な連携体制づくりのためには、まず、関係機関職員同士が日常的に交流し、顔と顔がつながる仕組みづくりが必要であることが示唆された。関係機関同士が支援の現場を訪問し合ったり、それぞれの機関の業務やプログラムに参加・関与したり、ひとつのイベントを共催したり、実務者レベルで定期的に勉強会やケース検討会を積み重ねていくことにより信頼関係が構築され、依存症からの回復や支援の在り方が共有されるようになり、そのなかで自機関の役割が明確になったり、機能的な役割分担ができていったり、体制づくりのための具体的な協議が行われたりすることで、良い連携体制構

築が進められていくのではないかと思われた。

【結論】医療保健福祉司法分野の関係諸機関が、顔と顔がつながる仕組みづくりで信頼関係を構築し、地域独自の創意工夫によって実際のケースに関する協議・協働の機会を増やしていくことで、支援の質が高まるとともに、孤立を防ぐ多重構造の支援システムが構築されていた。

A. 研究目的

平成 28 年 6 月、刑の一部の執行猶予制度が施行された。本制度は、薬物事犯者等を対象に、懲役や禁錮刑の一部を執行した後、残りの刑期を猶予するものであり、執行猶予期間中の保護観察や各種支援を通して円滑な社会復帰と再犯防止をはかることが目的である。新制度導入により薬物事犯者の更生や再犯率の低下が期待されている一方で、治療プログラムの充実、受け皿となる医療保健福祉機関の確保や連携体制の構築など多くの課題が指摘されており、そのための体制整備が急がれている。

今後すみやかに体制整備を進めるためには、薬物依存症者の地域支援にかかる包括的な地域連携ガイドラインを策定すること、薬物依存症者の地域支援のあり方を考える際の基礎資料を得るために薬物依存症者の転帰調査システムを開発することなどに加え、地域における薬物依存症者支援の好事例に関する情報を集積・整理することが必要である。

本研究の目的は、薬物依存症者本人とその家族の支援を行う関係諸機関の連携に関する好事例を収集することである。全国的にみて薬物依存症のサポートネットワークが十分機能しているとは決していえないが、関係機関の創意工夫により、

有機的な連携体制の構築に成功している地域も存在する。これらの地域の関係機関から情報を収集・整理し、その結果を広く共有することにより、今後の連携体制構築が急がれる多くの地域に対して、具体的な方法を提示することができる。

B. 研究方法

地域における主要な薬物依存症支援機関のひとつである民間依存症回復支援施設を対象に、連携良好な機関との連携事例に関する聞き取り調査を行った（事例研究、インタビュー調査）。インタビューでは、実際のケースをめぐる具体的な連携内容とともに連携を支える関係性についても聞いた。

対象者の選択については、まず、地域関係機関と良い連携関係を構築している近隣の民間依存症回復支援施設にインタビュー調査を依頼することから始めた。次に、その対象者から、地域連携がうまくいっている別の民間依存症回復支援施設を紹介してもらい、それを継続していくことで対象者を増やしていく（スノーボール・サンプリング）。

対象者が 1 名の場合は単独のインタビュー調査、複数名の場合はグループ・インタビュー調査を実施した。平成 30 年 1 月

31 日時点での 6 施設のインタビューを終えたので、今回はその結果を報告する。

データの分析手順は以下のとおりである。録音したインタビューの記録から逐語録を作成し、ケースの支援をめぐる連携や連携を支える関係性に関すると思われる内容を抽出した。抽出した文章は、内容的にまとめをもつ範囲で区切り、そのすべてに、それぞれの内容を表す短いラベルをつけた。ラベル同士のもつ意味が近似したものについてはひとつのカテゴリーにまとめ、そのカテゴリーにもタイトルをつけた。得られたカテゴリーは表 1 から 6 にまとめ、各カテゴリーの詳細は内容分析法の形式を用いて本文で詳細に述べた。

(倫理面への配慮)

本研究は、国立精神・神経医療研究センターの倫理委員会の承認を得て実施した。

C. 研究結果

1. 医療機関（精神科病院）との連携

連携と関連する内容を抽出した文章を内容的にまとめのある範囲で区切り整理すると、医療機関（精神科病院）と保護観察所との連携に関する項目が最も多かった。精神科病院との主な連携内容については表 1 に示す。

1) 機関から施設へケースをつなぐ

精神科病院から施設にケースをつなぐ連携は、依存症病棟の入院患者や外来患者のみならず、急性期病棟や医療観察法病棟の入院患者についても行われていた。

2) 利用者の医療的ケア

精神症状や重複障害がある施設利用者は、精神科病院を定期的に受診していた。投薬治療が必要なくても、施設職員以外の支え手を得るために、福祉サービス利用のためなどを主たる目的として継続受診する場合もあった。

3) 緊急時の入院・処方

施設利用者の精神症状が悪化した場合などの入院先の確保は、施設にとって重要な課題である。緊急時の入院を速やかに行うために、施設利用者はすべて利用開始時に精神科病院を受診してカルテを作成しておくなどの取り決めをしておくという施設もあった。連携病院の受け入れがすぐに難しい場合は、夜間当番病院で数日間入院してベッドが空くのを待つて移動するなどの方法も用いられていた。

緊急に処方薬が必要となることもある。外来日が決まっているなどの理由により、日頃の連携医療機関で緊急的な処方箋の交付が難しい場合は、その対策として、緊急的な処方を受けられる別の精神科病院やクリニックを確保している施設もあつた。

4) 利用者に関する情報共有・助言指導

施設利用者が精神科病院を受診した場合、主治医は必要に応じて受診の際に得た情報を施設職員と共有したり、また、医学的な見地から対応に関する助言指導を行ったりしていた。

5) 患者や利用者の支援に関する協議・協働

上記の情報共有や助言指導だけでなく、精神科病院の患者や施設利用者の今後の支援に関する協議・協働が、施設職員と病

院の多職種（主治医・ソーシャルワーカー・心理士・作業療法士など）で行われていた。

また、施設利用者が施設入所の継続に対して拒否的になっていて施設職員だけでは継続利用に向けた動機づけが困難な場合などは、医療機関や福祉事務所などの関係機関と協働して動機づけを行うことが効果的に働くというケースもあった。

6) 初犯執行猶予者の支援に関する協議・協働

ある自治体では、薬物事犯の初犯者などで執行猶予付き判決が見込まれる者や行政機関の薬物相談につながった前科のない薬物乱用者を対象とした薬物再乱用防止教育事業を県薬務課が実施しており、その一環として、精神科病院や施設を含む多機関（精神保健福祉センター・保健所・家族会など）による対象者の支援に関する協議が定期的に行われていた。また、施設は対象者にプログラムを提供する役割も担っていた。

2. 保護観察所との連携

精神科病院の次に連携に関する項目が多かった保護観察所との主な連携内容については表2に示す。

1) 刑務所出所者を施設につなぐ

保護観察所との連携で最も多いのは、刑務所出所者を施設につなげるための連携であり、様々な方法で連携が行われていた。

例えば、受刑者が出所後の帰住地を施設にして申請を出した場合は、保護観察所から施設に打診があり、情報共有しながら申請の意図を確認したり施設利用の

適否を協議したりしていた。施設は保護観察所との連携によって、受け入れを検討する際に必要な情報を十分得られるようになつたと感じていた。帰住地の申請が施設でなかつた場合でも、受刑者にとって施設入所が適当と判断される場合には、保護観察所と施設が連携して帰住地変更のための働きかけをすることがあつた。

受刑者から直接施設に入所希望の手紙が届く場合もある。逮捕や裁判の段階から関わりがあつたり、回復に向けた動機が既にある程度確認できていたりして、施設でも受け入れを前向きに検討していた場合は、逆に施設のほうから保護観察所に連絡を入れることで、受け入れに向けた手続きが速やかに進められ、時間が短縮できていた。

また、刑務所を満期出所してすぐに入所を希望して施設を訪れた者に対して、保護観察所、精神保健福祉センター、福祉事務所、民間依存症回復支援施設など多機関が支援を検討し、必要なサービス利用につなげるというシステムができている地域もあつた。

出所者を施設につながりやすくする工夫のひとつとして、施設が、施設と独立した形で自立準備ホームを運営するという方法がとられていた。この自立準備ホームは居住機能のみを有しており、回復プログラムなどは提供されないが、自立準備ホーム利用者が希望すれば施設の回復プログラムに参加することもできる。回復プログラムへの参加を利用者の自由意思に任せることで、かえってハードルが下がり、プログラムに参加しやすくなる

と施設職員は考えており、また、その時にプログラムに参加することはなくとも、施設やプログラムを身近に感じることで施設への偏見がとれ、次につながりやすくなるという利点も語られた。さらに、利用者の今後について保護観察所と協議できることが良い支援につながっているという実感もあった。

出所者を施設につながりやすくする工夫として、引受人会の活用も行われていた。ある施設は、施設職員が引受人の講師をつとめることで、家族と信頼関係を構築することができ、家族から本人に出所後の施設入所を勧めたり、出所後に家族が本人と一緒に施設を訪問したりするようになって、結果的に施設につながりやすくなつたと感じていた。また、保護観察所と連携し、引受人にならないことを決意している家族に対して働きかけことで、家族から本人に施設入所を勧めてもらうことができ、施設につながりやすくなつたと感じている施設もあった。

保護観察所で行われる薬物乱用防止プログラムに施設職員が参加することについては、そこでの出会いが施設利用に直結するとはあまり考えられておらず、このような出会いを複数回繰り返していく中で、施設利用につながる可能性が将来的に高まると長期的にみる施設が多かつた。

2) 医療観察制度対象者を施設につなぐ

医療観察制度対象者については社会復帰調整官や医療機関との連携のもと、受け入れの調整がなされていた。適否の決定は、試験的な施設利用などを行いながら、本人のパーソナリティーや病状のみ

ならず、他の施設利用者との相性や施設全体に及ぼす影響なども検討しながら慎重に行われていた。

3) 保護観察対象者の支援に関する協議

薬物乱用防止プログラムへの施設職員の参加が保護観察対象者の施設利用に直結しにくいことは既に述べたが、プログラム終了後に、機関職員と施設職員が対象者の今後の支援について協議する時間をもつことにより、保護観察終了後の支援につながりやすくなっていた。

4) 機関のプログラムを施設で代行

対象者が施設を利用している場合には、保護観察所の薬物乱用防止プログラムに参加する代わりに施設のプログラムに参加することが許されるという連携も行われていた。

3. 刑務所及び地方更生保護委員会との連携

保護観察所の次に連携に関する項目が多かった刑務所との主な連携内容については表3に示す。

1) 出所者を施設につなぐ

刑務所出所者を施設につなぎやすくするひとつの仕組みとして、刑務所の薬物依存離脱指導への施設職員の参加があつた。また、薬物依存離脱指導で今後の施設利用が適当と考えられる受刑者と出会つた場合は、施設が自立準備ホームの登録をしていたほうが施設利用の手続きがうまくいくと考えられていた。

薬物依存離脱指導への参加の他、刑務官が受刑者に施設利用を勧めることで施設につながるケースもあった。刑務所内では刑務官が受刑者に及ぼす影響が大き

いので、研修等の機会を通じて刑務官に施設の取り組みを理解してもらったり、施設に信頼感を持ってもらったりすることも重要であると考えられていた。

2) 出所者の支援について協議

出所者の支援に関する協議は主に地方更生保護委員会と施設との間で行われていた。受刑者の出所後の支援について、施設職員が機関から情報を得て助言を行うだけでなく、機関の依頼を受けて施設職員が刑務所に出向き、受刑者と直接面会したうえで今後の支援を検討するという方法も行われていた。

3) 施設職員による出所者への直接支援

上記の、刑務所の薬物依存離脱指導への施設職員の参加に加え、薬物依存離脱指導参加者全員の出所前面接を行っている施設があった。回復や断薬継続に向けた動機が低下しやすい出所直前に、改めて施設職員（有資格者）と出所後の支援について話す機会をつくることで、施設をはじめとする安全な場所や人につながりやすくなるという。既に施設とは異なる遠方に帰住地が決まっている場合も、帰住が予定されている地域の精神保健福祉センターや民間依存症回復支援施設、自助グループなどに関する情報をできるだけ具体的に伝えるなどの取り組みがなされていた。

4. 精神保健福祉センターとの連携

刑務所の次に連携に関する項目が多かった刑務所との主な連携内容については表4に示す。

1) 機関から施設にケースをつなぐ

機関に相談に訪れた家族や本人のなか

で、施設利用が適当と考えられた場合は、機関職員が家族や本人と施設職員を引き合わせ、同席のうえ面接するなどしてケースを施設につないだ。

2) 利用者の福祉サービス利用を機関が支援

施設入所者が地域生活に移行する際は、新たな居住場所の設定、訪問看護やホームヘルパーの利用などの調整を、機関職員がサポートして行っていた。

3) 家族を機関につなぐ

家族を施設から機関につなぐことは、本人が施設につながるまでに時間がかかりそうだったり、施設利用とは異なる選択肢も検討すべきと考えられたりする場合を中心に行われていた。家族をしっかりと機関につなげるための工夫として、機関を紹介する理由を家族にきちんと伝えること、連絡先（機関職員の名前）を具体的に伝えることなどが挙げられた。

4) 家族支援について協議・協働

家族支援については、上記の家族を機関につなぐだけでなく、その後の支援についても協議・協働がなされていた。例えば、本人を施設につなげることを目標にした場合、家族が本人にどのように働きかけるとよいのか、機関職員と施設職員がそれぞれの立場から家族に助言指導しながら支援が進められていた。このように家族支援を協働することによって、施設は負担が軽減され、また、施設利用以外の選択肢も広く柔軟に検討できるという利点を感じていた。

5) 刑務所満期出所者のための施設入所支援について協議・協働

刑務所を満期出所してすぐに入所を希

望して施設を訪れた者に対する多機関による支援システムについては、既に「2. 保護観察所との連携」で述べた。

6) 初犯執行猶予者等の支援について協議・協働

薬物再乱用防止教育事業を実施している自治体の存在については「1. 医療機関との連携」で既に述べた。県薬務課、精神保健福祉センター、民間依存症回復支援施設等の地域関係機関が連携して、対象者とその家族に対するプログラムの提供や相談を行うが、そのなかで精神保健福祉センターは、相談事業や尿検査の実施などの役割を担っていた。

5. その他の関係機関との連携

他の関係機関との主な連携内容については表5に示す。

1) 福祉事務所

生活保護受給希望者を施設につなぐ
福祉事務所には薬物依存症者が生活保護受給の相談をしに訪れることがある。このような場合に、福祉事務所が生活保護受給のための手続きを行うだけでなく、施設と連携しながら施設利用に向けた動機づけを行うことで、生活保護受給を契機に施設につなげることができていた。この連携によって、施設ができるだけ本人に合った施設を選んでつなげることも可能となり、それが施設の定着率をあげると考えられていた。

利用者の福祉サービス利用を機関が支援

施設利用者の自立準備ホーム利用期間終了時にすみやかに生活保護受給に移行する流れができている施設もあった。

刑務所を満期出所してすぐに入所を希

望して施設を訪れた者に対する多機関による支援システムについては、既に「2. 保護観察所との連携」で述べた。

利用者の支援に関する協議・協働

施設が医療機関や福祉事務所と連携しながら、施設利用者に対して入所継続に関する動機づけを行うことは、既に「1. 医療機関との連携」で述べた。

2) 地域生活定着支援センター

出所者を施設につなぐ

薬物問題がある特別調整対象者の出所後の支援を調査する際に、機関と施設の連携が行われていた。

地域で生活する出所者を施設につなぐ

上記の他、出所して地域生活をしている特別調整対象者の支援に関しても、地域生活定着支援センターを中心とした地域関係機関と施設による協議が行われていた。

また、特別調整の対象でない刑務所出所者についても、地域生活上の問題が起きると地域関係機関から地域生活定着支援センターに相談が寄せられる場合がある。その際も施設が関与しながら、問題解決に向けた協議が行われていた。

3) 県薬務課

初犯執行猶予者の支援に関する協議・協働

薬物再乱用防止教育事業を実施している自治体の存在については「1. 医療機関との連携」で既に述べた。

県の事業を施設のプログラムとして実施

ある自治体では薬物乱用防止パトロール事業を施設に委託して実施していた。施設では、その事業をプログラムとして取り入れることで、社会貢献など利用者

に良い影響を与えることができていると考えていた。

4) 弁護士

保釈中の施設利用や情状証人

施設職員は弁護士と連携しながら、保釈中の者を一時的に施設のプログラムにつなげたり、施設職員が裁判の情状証人に立ったりしていた。

利用者に関する情報共有・助言指導

施設の理事会等の役員をつとめる弁護士は、法律の専門家という見地から対応に関する助言指導を行っていた。

5) 更生保護施設

施設職員による機関利用者への直接支援

更生保護施設に入所した薬物問題をもつ出所者全員に対して、民間依存症回復支援施設職員がすみやかに面接を行うというシステムが構築されていた。

それ以外にも、更生保護施設で行うプログラムに施設職員が参加することで、プログラム後の個別相談につながったり、更生保護施設退所後も民間依存症回復支援施設との関係を維持できていたりした。

6) 保護司

家族を施設につなぐ

家族が施設等への相談に消極的な場合であっても、保護司から働きかけることで相談につながるケースがあった。

7) ハローワーク

利用者の障害枠雇用をサポート

施設利用者のなかで一般就労が難しい者については、ハローワークと連携しながら、障害者があることを前提とした就労を目指していた。機関からは就職相談や面接同行などの支援を受け、また、VPI 職業興味検査など適職検査相談もおこな

われていた。

利用者を就労支援事業所につなぐ

施設利用者が地域の就労支援事業所や職業訓練の利用を希望した場合は、ハローワークがそのつなぎをサポートしていた。

8) 就労支援事業所

施設から機関へケースをつなぐ

上記のようにハローワークを仲介にせず、施設と地域の就労支援事業との直接のやりとりで、必要なケースをつなぐ場合もあった。

9) 少年鑑別所

利用者の各種検査

施設利用者が就労を目指す際に、一般就労が可能かどうか判断に迷う場合がある。そのような時は、少年鑑別所の知能検査や職業適性検査を受け、その結果を利用者とも共有しながら就労の目標を定めるようになっていた。

10) 市町村

相談事業のアウトリーチ

各市町村で依存症相談が必要になると、市町村から施設に依頼があり、施設が出張して様々な依存症問題の相談に乗り、今後の支援を協働していくというシステムが構築されていた。

11) 警察・保健所・家族会

初犯執行猶予者の支援に関する協議・協働

薬物再乱用防止教育事業を実施している自治体の存在については「1. 医療機関との連携」で既に述べた。

6. 良好的な連携体制づくりのために必要な要素

良好な連携体制づくりのために必要な要素については表6に示す。

1) 顔と顔がつながる仕組みづくり

良好な連携関係は、常日頃から関係機関職員同士が顔を合わせる機会をつくることによって構築されていた。例えば、施設職員が連携している医療機関に出張して施設のミーティングを実施したり、施設職員が刑務所の薬物依存離脱指導や保護観察所の薬物乱用防止プログラムに参加したりするというもので、機関職員が施設のプログラムに参加するという逆の流れもあった。また、プログラムとは関係なく相互理解を目的にそれぞれの機関や施設に足を運ぶこと、施設の理事会や支援会に専門家を入れること、電話相談やニュースレターなど施設の業務を他の関係機関職員がサポートすることなども挙げられた。

その他には、アディクションフォーラムなど各種イベントを多機関で共催したり、支援し合ったりすること、また、ネットワーク会議やケース検討会を定期的に開催することなどが挙げられた。

2) 相互理解や信頼を前提にした分業

関係機関職員の顔と顔を合せる機会が増え、それぞれの取り組みについても理解が深まっていくことで、最初は異なっていた依存症からの回復や支援の在り方が徐々に共有されるようになり、信頼関係が構築されていた。

その結果、例えば、医療機関と施設との連携では、施設職員の精神症状の急変や処方薬の調整、医学的見地からの見立て

などについては施設職員が医療機関職員に全幅の信頼を寄せて依頼し、その他の生活支援全般については医療機関職員が施設職員のこれまでの経験にもとづく考え方や方法を認め尊重するという役割の共有・分業が行われており、それが良い支援につながっているという実感が得られていた。

また、刑務所出所者の生活保護受給や障害福祉サービス利用の手続きを地域生活定着支援センターが行ってくれたり、施設利用者の就労支援をハローワークが行ってくれたりするなどの分業は、施設職員の負担軽減に役立っていた。

また、回復や支援の在り方を共有しつつも、それぞれの機関の機能や限界も念頭に置き、違いも受け入れる良い意味での妥協や、連携先機関に負担をかけすぎないようにしようとする互いの配慮なども行われていた。

3) 体制づくりのための具体的な協議

関係機関職員の顔と顔がつながり、相互理解や信頼が深まることによって、体制づくりのための具体的な協議も行われていた。

制度運用のための協議は、保護観察所と施設との間で行われていた。例えば、保護観察所が施設に自立準備ホームの登録を依頼した場合、どのような契約にもとづいて受け入れを行うかなどについて十分協議し、双方が納得できるような形で契約を行っていた。また、施設が自立準備ホーム利用者を受け入れることによって生活保護や医療費単給の申請が増加した場合の対処についても事前に協議されており、その結果、保護観察所と施設がともに、

県や福祉事務所に説明及び依頼を行うことで理解を得ることができていた。

機関のプログラム内容に関する協議の一例としては、刑務所の薬物依存離脱指導が挙げられる。その内容、回数、時間、対象者の選択などについて刑務所職員と施設職員が協議し、試行錯誤しながら良いやり方を探っていくことで、プログラムを有意義なものにできているという実感が得られていた。

問題発生時の対応に関する協議については、例えば、医療機関の入院患者が施設入所する時や施設入所者が就労支援事業所を利用する時に、その後の困難が予想される場合には、受け入れ側の負担が大きすぎないようにあらかじめその際の対応を双方で協議しておくことで、困難ケースの受け入れが可能になっていた。

D. 考察

1. 関係機関との連携内容

民間依存症支援施設と関係機関との連携内容は多岐にわたっていたが、機関から機関へケースをつなぐものと、ケースを協働して支援するものの2つに大別された。連携というと前者のイメージで捉えられることが多いが、そもそも協働支援の関係性なしに上手くケースをつなぐことは困難であると考えられるため、実際のケースに関する協議・協働の機会を増やしていくことが連携体制構築の鍵になると思われた。

インタビューの結果、既にそれぞれの地域では独自の工夫により、様々なケー

スに関する協議・協働が行われていることが明らかになった。

例えば、薬物事犯の初犯者等で執行猶予付き判決が見込まれる者や行政機関の薬物相談につながった前科のない薬物乱用者を対象とした薬物再乱用防止教育事業の実施である。この事業では、県薬務課、民間依存症回復支援施設、精神科病院を含む多機関による対象者の支援に関する協議・協働が行われていた。

また、保護観察対象者や刑務所出所者に対する支援の検討に、民間依存症回復支援施設職員が参与する連携も行われていた。さらに、刑務所の薬物依存離脱指導参加者や更生保護施設に入所した薬物問題をもつ者全員に対する民間依存症回復支援施設職員による面接など、興味深い取り組みが始まっていた。

精神保健福祉センターとの間では、家族が本人にどのように働きかけると治療や相談につながりやすいのか、機関職員と施設職員がそれぞれの立場から家族に助言指導しながら支援するなど家族支援に関する協議・協働がなされていた。

地域生活定着支援センターが活動を開始したのは約10年前とまだ歴史が浅いものの、特別調整対象者のみにとどまらない刑務所出所者の支援を民間依存症回復支援施設と協働して行うセンターの登場は、今後の可能性を示すものと思われた。

このように、医療保健福祉司法分野の関係諸機関が、その地域独自の創意工夫によって実際のケースに関する協議・協働の機会を増やしていくことによって、支援の質が高まるとともに、孤立を防ぐ多重構造の支援システムが可能となって

いた。このような連携体制構築を今後ますます推し進め、多くの地域に広げていくことは、支援の充実に向けた重要な課題のひとつであろう。

2. 良好的な連携体制づくりのために必要な要素

実際のケースに関する協議・協働を行える良好な連携体制づくりのためには、まず、関係機関職員同士が日常的に交流し、顔と顔がつながる仕組みづくりが必要であると思われた。それは、地域の関係機関が一堂に会しそれぞれの機関の取り組みや職員の紹介を行うようなものではなく、関係機関同士が支援の現場を訪問し合ったり、それぞれの機関の業務やプログラムに参加・関与しあったり、ひとつのイベントを共催したり、実務者レベルで定期的に勉強会やケース検討会を積み重ねていくというものである。

このように様々な関係機関が相互に交流することで、信頼関係が構築され、依存症からの回復や支援の在り方が共有されるようになり、そのなかで自機関の役割が明確になったり、機能的な役割分担ができていったり、体制づくりのため的具体的な協議が行われたりすることで、良い連携体制構築が進められていくのではないかと思われた。

E. 結論

薬物依存症者本人とその家族の支援を行う関係諸機関の連携に関する好事例を収集することを目的に、民間依存症回復

支援施設を対象とし、連携良好と感じる機関との具体的な連携状況に関するインタビュー調査を行った。

その結果、医療保健福祉司法分野の関係諸機関が、顔と顔がつながる仕組みづくりで信頼関係を構築し、地域独自の創意工夫によって実際のケースに関する協議・協働の機会を増やしていくことで、支援の質が高まるとともに、孤立を防ぐ多重構造の支援システムが構築されていることが示された。

このような連携体制構築を今後ますます推し進め、多くの地域に広げていくことは、支援の充実に向けた重要な課題のひとつであると思われる。

F. 健康危険情報

(省略)

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 近藤 あゆみ, 白川 教人, 田辺 等 : 知っておいてほしい精神保健福祉センターの可能性と課題, 精神科治療学, 32 (11) 1427-1431,2017.

2. 学会発表

- 1) 近藤 あゆみ, 白川 教人, 高橋 郁絵, 森田 展彰 : 精神保健福祉センターにおける薬物依存症相談支援の現状と地域連携に関する課題, 第39回日本アルコール関連問題学会, 神奈川, 2017. (シンポジウム)

- 2) 近藤 あゆみ, 大曲 めぐみ, 近藤 恒夫, 嶋根 卓也, 米澤 雅子 : 薬物依存症回復支援施設の DARC と刑務所・保護観察所との連携, 第 52 回日本アルコール・アディクション医学会学術総会, 神奈川, 2017. (シンポジウム)

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

I. 引用文献

なし

表 1. 医療機関(精神科病院)との連携

-
- 1 . 機関から施設へケースをつなぐ
 - 2 . 利用者の医療的ケア
 - 3 . 緊急時の入院・処方
 - 4 . 利用者に関する情報共有・助言指導
 - 5 . 患者や利用者の支援に関する協議・協働
 - 6 . 初犯執行猶予者の支援に関する協議・協働
-

表 2. 保護観察所との連携

-
- 1 . 出所者を施設につなぐ
 - 2 . 医療観察制度対象者を施設につなぐ
 - 3 . 保護観察対象者の支援に関する協議
 - 4 . 機関のプログラムを施設で代行する
-

表 3. 刑務所及び地方更生保護委員会との連携

-
- 1 . 出所者を施設につなぐ
 - 2 . 出所者の支援について協議
 - 3 . 施設職員による出所者への直接支援
-

表 4. 精神保健福祉センターとの連携

-
- 1 . 機関から施設にケースをつなぐ
 - 2 . 利用者の福祉サービス利用を機関が支援
 - 3 . 家族を機関につなぐ
 - 4 . 家族支援について協議・協働
 - 5 . 刑務所満期出所者のための施設入所支援について協議・協働
 - 6 . 初犯執行猶予者等の支援について協議・協働
-

表 5. その他の関係機関との連携

1 . 福祉事務所	生活保護受給希望者を施設につなぐ 利用者の福祉サービス利用を機関が支援 利用者の支援に関する協議・協働
2 . 地域生活定着支援センター	出所者を施設につなぐ 地域で生活する出所者を施設につなぐ
3 . 県薬務課	初犯執行猶予者の支援に関する協議・協働 県の事業を施設のプログラムとして実施
4 . 弁護士	保釈中の施設利用や情状証人 利用者に関する情報共有・助言指導
5 . 更生保護施設	施設職員による機関利用者への直接支援
6 . 保護司	家族を施設につなぐ
7 . ハローワーク	利用者の障害枠雇用をサポート 利用者を就労支援事業所につなぐ
8 . 就労支援事業所	施設から機関へケースをつなぐ
9 . 少年鑑別所	利用者の各種検査
10 . 市町村	相談事業のアウトリーチ
11 . 警察・保健所・家族会	初犯執行猶予者の支援に関する協議・協働

表 6. 良好な連携体制づくりのために必要な要素

1 . 顔と顔がつながる仕組みづくり	機関職員が施設の運営や業務に関与 機関職員が施設のプログラムに参加 機関職員が施設や自助グループに足を運ぶ 機関が施設と地域関係機関をつなぐ 施設職員が機関でプログラムを実施 施設職員が機関のプログラムに参加 施設職員が利用者に同行して機関を訪問 各種イベントを支援・共催 ネットワーク会議やケース検討会の定期開催
2 . 相互理解や信頼を前提にした分業	回復や支援の在り方を共有 相互の役割を共有 相互の事情を理解し配慮 信頼関係の構築
3 . 体制づくりのための具体的な協議	制度運用のための協議 機関のプログラム内容を協議 問題発生時の対応を協議